

2022年9月16日
福井県地域共済生活協同組合

新型コロナウイルス感染症における入院共済金の対象について

このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、健康被害を受けられた皆さまおよび関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

福井県地域共済生活協同組合（ふくい共済）では、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」として取扱い、入院共済金お支払対象とする特別取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施しております。

今般、政府において、9月26日（月）から新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、全国一律に重症化リスクの高い方々に限定することが公表されたこと等を踏まえ「みなし入院」に係る入院共済金等の取扱いを検討した結果、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院共済金支払い等の対象について以下のとおりとします。

<みなし入院の対象>

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

なお、9月25日（日）までに新型コロナウイルス感染症と診断されたお客様につきましては、これまでどおりの対応を継続いたします。